

はじめに

日本では2010年頃から「障がい者制度改革」が行われ、2014年1月には障害者権利条約が批准され、同年2月19日から国内法規としても発効し、2016年4月1日からは障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法が施行されるなど、障害者分野の法整備は一定程度進んできていることは確かです。

しかしながら、社会全体での障害者のおかれている状況には大きな進歩はなく、理不尽な差別や虐待もしばしば報道され、しかもそれは氷山の一角に過ぎないように思われます。

どうしてそのような状況なのか簡単には解明できませんが、折角作った法律について、

1 法の意義が社会に周知・浸透していない

そのため、障害者のグループホームに対する反対ののぼり旗が立つ。

2 基本人権の擁護を使命とする弁護士が、障害分野でそれらの法を駆使して人権を実現する十分な仕事ができない

そのため、本来圖られるべき法的救済がなされていない。

3 法の形式的な意味は一般に説明されても、その真の目的、「法の魂」が宿っていない

そのため、障害のある子が地域の公立小中学校に入学を希望しても、地方自治体が「その子には障害児のための特別支援学校が相応しい」等の理由で排除する。

などの障害者差別が横行しているのではないかと思われます。

本書は、そのような現状を少しでも前進させたいという思いから執筆しました。

本書のねらい

本書は読者として、次のような人を想定しています。

1 法曹関係者

- ① 障害のある人からの法律相談・依頼をはじめて受ける弁護士等法律家に、基本的な事項を説明する
- ② これから法曹になろうと志す人たちに障害分野に関心をもつてもらう
- ③ 裁判官等にこの分野の判例の状況や問題点を知ってもらう

2 障害当事者・家族等

この分野の法律業務の利用者である障害当事者と家族には、若干難しい解説になっていますが、法律、法律家による解説・思考の必要な部分でもお読み頂ければ幸いです。

3 障害者の支援者

上述したとおり、少々堅苦しい解説が多いことから、支援者の人にこの書籍を利用頂き、かみ砕いて説明頂く、仲介者になって頂けると幸いです。

そのためには、露骨な営利利用を除いて、本書の一部をコピーして、学習会等の教材にして頂くことを筆者は歓迎します。

4 だれでも

男女差別の問題は男性が関心を持たなければ解決が考えられないよう、障害者差別の問題は、「障害のある人以外の人」の問題です。

ふだん障害者の問題に关心のない人にもぜひ、興味をもつて頂き、少しでもお読み頂けるとうれしいです。

筆者としてはできる限り広くの人に本書をお読み頂きたいと願います。

以上を前提に、障害者の権利・人権の法分野に関して、

- ① 実務的に押さえておくべき基本的情報・知識の確認

- ② この分野で知っておくべき判例
- ③ 実際の相談例など具体例
- ④ (筆者の考える) 現行の法制度や運用、判例等の課題と提言等を主に Q & A 方式で解説しています。

[目次]

はじめに.....	1
本書のねらい.....	2
凡例.....	12

プロローグ

障害当事者が実際に感じる差別とは.....	13
-----------------------	----

第Ⅰ章 障害のある人のための法律相談入門

1. 「障害の医学モデルから社会モデルへ」.....	16
2. 自閉症、発達障害とは.....	19
3. コラム：自閉症スペクトラムの「スペクトラム」とは？.....	24
4. 発達障害に関する基本判例.....	24
5. 重度自閉症者の一般就労の例.....	25
6. 障害者法律相談にあたっての心構え.....	26
7. コミュニケーションに障害のある人からの法律相談.....	27
8. 聴覚障害の基礎知識.....	29
9. 視覚障害のある人からの法律相談.....	31
10. コラム：「視覚障害者と PDF」.....	32
11. 障害の定義、種類などの基礎的な知識.....	33
12. ノーマライゼーション.....	34
13. インクルージョン（社会的包摶）.....	35
14. 【障害の種類】 制度の谷間の解消の必要性.....	35
15. 日本にいる障害者の人数.....	36
16. 障害者手帳制度.....	37
17. 療育手帳と法の根拠.....	39
18. 障害者手帳で利用できる制度概略.....	41
19. 重度自閉症者等の障害者の逸失利益の算定.....	44
20. [弁護士費用と障害者相談] 法テラスの活用と課題.....	47
21. 障害に無理解な代表的判例.....	50

第2章 障害者法律相談における基本法令

1. 一般的な法令全般.....	56
2. この分野の法律相談のために知っておくべき法令.....	60
3. 憲法と基本的人権保障.....	62
4. 障害者権利条約とは.....	69
5. 障害者基本法とは.....	73

第3章 障害者差別とは何か

1. 障害者差別とは何でしょう.....	80
2. 障害者差別、人権侵害はなぜ起こるのか.....	81
3. 「不当な差別的取扱い」の行政上の定義.....	85
4. 障害者差別の例.....	87
5. 障害があることを理由にアパートを貸してくれないという事例.....	95
6. 近隣住民の反対運動.....	98
7. 公共機関の利用における差別.....	102
8. 障害者の人格を傷付ける行為.....	104

第4章 障害者差別解消のための基本的枠組み

1. 障害者差別解消法とは.....	108
2. 差別の基本類型の整理.....	109
3. 区別による差別と合理的配慮は矛盾するのか？.....	110
4. 直接差別と間接差別・関連差別とは.....	113
5. 個人による差別は法により禁止されているか.....	119
6. 障害者差別問題理解に必須の国のガイドライン等.....	123
7. 基本方針の重要なポイント.....	124
8. 官庁用差別解消ガイドライン（対応要領）の重要なポイント.....	128

第5章 合理的配慮を考える

1. 合理的配慮の行政上の定義.....	130
2. 合理的配慮の発生根拠.....	132

3. 合理的配慮義務の民間事業者への義務化.....	134
4. 合理的配慮の具体例.....	135
5. 「合理的配慮」との用語は本質を表しているか？.....	138
6. コラム：合理的配慮の起源.....	142
7. 現行法令の「努力」義務の意味.....	143
8. 条例の活用.....	145

第6章 障害ごとに配慮すべき事項

1. 障害特性に応じた対応.....	148
2. 代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項.....	149

第7章 障害者差別を認定した代表的判例

1. 障害者差別を認定した代表的判例.....	170
2. 理解しておくべき重要判例.....	171

第8章 はたらく

1. 憲法上の人権としての労働基本権.....	176
2. 雇用促進法の改正の経緯とポイント.....	178
3. 雇用促進法の根本問題.....	180
4. 雇用差別禁止の重要ポイント.....	182
5. 最低賃金減額特例の問題.....	185
6. 配置・昇進等の場での差別禁止.....	187
7. 職場での合理的配慮は「本人の申出」が不要！.....	188
8. 法定雇用率.....	192
9. 仕事に就きたい.....	193
10. 従業員が難病になったら.....	196
11. パワハラとは。令和2年1月15日厚労省告示第5号.....	200
12. 障害者雇用に関する重要判例.....	202

第9章 保育・教育

1. 共に育つことが差別をなくす.....	208
-----------------------	-----

2. 重度障害児が地域の学校に通う実例.....	209
3. 國際機関によるインクルーシブ教育の推進.....	211
4. 地域の学校を希望する場合の書面例.....	215
5. 保育・教育での障害児の権利に関する判例.....	218
6. 障害児の学校内での親の付き添い問題.....	222

第10章 障害者虐待をなくそう

1. 障害者虐待防止法はなぜ必要か.....	224
2. 障害者虐待防止法の概要.....	225
3. 虐待を考える場合の心得.....	227
4. 「虐待」と「差別」の違い.....	228
5. 虐待行為の類型と定義.....	229
6. 身体的虐待.....	230
7. 「正当なる身体拘束」などあるのだろうか?.....	230
8. 性的虐待.....	238
9. 心理的虐待.....	240
10. ネグレクト虐待（支援の放棄・怠慢）.....	242
11. 経済的虐待.....	244
12. 養護者虐待対応の仕組み.....	245
13. 事業者虐待対応の仕組み.....	247
14. 事業者虐待の実例その1.....	251
15. 事業者虐待の実例その2.....	253
16. 「津久井やまゆり園障害者殺傷事件」.....	256
17. 使用者虐待における基本的な対応.....	257
18. 過失による通報が保護されない問題.....	258
19. 複雑すぎる虐待防止法の関係法令適用.....	260
20. 一向になくならない精神科病院内の虐待事件.....	264
21. 虐待通報による不利益.....	266
22. 虐待が起きた場合、事業者としてどう対応すべきか.....	268
23. 国、行政の虐待防止義務.....	271

第11章 精神に障害のある人の支援

1. 精神科病院での面会の権利.....	274
2. 精神障害ある親の親権者適格.....	275
3. 精神障害を理由とする離婚.....	276
4. 精神疾患を理由とする治療拒否.....	279
5. 精神障害を理由とするスポーツクラブ入会拒否.....	281
6. 精神科病院での隔離・身体拘束などの行動制限.....	284
7. 強制入院制度の妥当性.....	290

第12章 移動・社会参加、情報保障、司法・立法・行政等へのアクセス

1. 障害者の移動する権利.....	294
2. 視覚障害者の白杖の利用.....	296
3. 聴覚障害者の運転の自由.....	297
4. バリアフリー法.....	298
5. ユニバーサルデザイン.....	299
6. 認知機能障害ある人の裁判申立て.....	301
7. 文字盤を利用した法廷での発言.....	303
8. 点字による訴状提出.....	305
9. 手話通訳派遣制限違憲訴訟とは.....	306
10. 民事訴訟の当事者の手話通訳費用は誰が負担するべきか.....	307
11. 民事裁判のIT化とは？.....	309
12. 投票用紙等に自署できない障害者の選挙権行使保障.....	311
13. 障害者の政治参加と情報保障を巡る判例.....	313
14. コラム：「2016年5月ALS参考人招致撤回事件」.....	314
15. ケース記録の開示請求.....	316

第13章 公的福祉制度を活用して地域で暮らす

1. 障害者総合支援法成立の経緯.....	322
2. 障害者総合支援法の概要.....	326
3. 補装具利用の権利.....	331

4. 障害福祉制度利用に関する利用者負担.....	335
5. 家族の収入に対して負担が課せられる不合理.....	338
6. 在宅生活を支える介護を受ける権利.....	339
7. 裁判を起こさないと24時間の介護保障は無理なのか?.....	344
8. [65歳問題] 介護保険と障害者福祉の関係.....	346
9. 障害福祉を巡る行政交渉での工夫例.....	351
10. 障害福祉給付認定のコツ.....	354
11. 障害支援区分認定における留意点.....	356

第14章 家族の支援と「責任」論について

1. 扶養義務と家族による介護.....	362
2. 家族の支援の必要性.....	369
3. ヤングケアラー問題.....	370
4. 周囲の無理解から本人が損害賠償請求される.....	373
5. 周囲の無理解から家族が損害賠償請求される.....	374
6. 引きこもりの家族への支援.....	376

第15章 難病と医療的ケア

1. 難病とは.....	380
2. 障害者と医療的ケアに関する基礎知識.....	382

第16章 所得保障

1. 障害者の経済的困窮.....	388
2. 生活保護と車両保有.....	391
3. 症状が変わらないのに障害年金が打ち切られた.....	394
4. 児童扶養手当と障害年金の併給.....	398
5. 障害年金と診断書.....	401
6. 行政窓口の誤った説明で年金の権利を失った.....	405

第17章 刑事事件に巻き込まれた場合

1. 刑事事件に巻き込まれた場合.....	410
-----------------------	-----

2. 障害ある被疑者の取り調べへの立ち合いは可能か.....	412
--------------------------------	-----

第18章 支援者（支援機関）・権利擁護システム

1. 障害者の支援専門職.....	416
2. 弁護士と他の専門業種との連携.....	418
3. 身体障害者の財産管理.....	419
4. 証欺被害防止.....	422
5. 成年後見制度利用と選挙権.....	424
6. 成年後見と意思決定支援.....	425
7. 成年後見人の社会保障制度活用義務.....	428

第19章 救済方法・救済機関

1. 救済方法・救済機関.....	432
2. 国際人権機関.....	438
3. 日本の裁判での救済方法の種類.....	440
4. 法務省の人権救済機関.....	445
5. 弁護士会の救済機関.....	446

第20章 理解を深めるために知っておきたい重要事項等

1. 障害者基本法の逐条解説.....	450
2. ADA（障害のあるアメリカ人に関する法律）の衝撃.....	458
3. 障害の「医学モデル」と「社会モデル」に触れた公文書.....	460
4. 障害者権利条約成立までの国際動向.....	463
5. 差別解消のための国際的人権教済の例.....	467
6. 障害者の人権に関する世界的に重要な裁判例.....	469
7. 世界からみた日本の障害者の人権状況.....	471
8. 国連から日本への指摘.....	472

第21章 多様性を認める

1. 多様性の尊重.....	480
2. LGBT を巡る判例.....	481

第22章 生きることの価値・災害対策

1. 『避難行動要支援者名簿』等の課題.....	486
2. 新型コロナウイルスと障害者の人権.....	490
3. 「尊厳死」問題と支援者の姿勢.....	492
4. 「優生思想」とは何か.....	494
5. 優生保護法違憲訴訟.....	498

第23章 お薦めの書籍・文献など

1. 障害者の法を巡る書籍.....	506
2. 実務に役立つハンドブック・サイト等.....	508
3. 当事者・家族等の書いた本.....	509
4. お薦めのノンフィクション、社会問題に関する書籍等.....	510
5. お薦めの新書.....	511
6. お薦めのコミック.....	511
7. お薦めの映画.....	511
8. お薦めの小説.....	512
9. 社会保障入門書.....	512
10. 法律専門書.....	512
11. 法律雑誌（障害関係特集号）.....	513
12. 法律雑誌（憲法・行政法等の公法系の一般知識）.....	513
13. 医療福祉人権関係雑誌等.....	514
14. 判例集.....	515
15. その他.....	515
 判例索引・語句索引.....	521
1. 判例 索引.....	521
2. 語句索引.....	525
あとがき.....	533

凡　例

【法令】

本書では頻繁に登場する法令を次のように略記することができます。

障害者の権利に関する条約⇒【障害者権利条約】【権利条約】

障害者基本法⇒【基本法】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律⇒【差別解消法】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

⇒【障害者総合支援法】

障害者の雇用の促進等に関する法律⇒【雇用促進法】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律⇒【精神保健福祉法】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

⇒【障害者虐待防止法】【虐待防止法】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律⇒【バリアフリー法】

【判例集・法律雑誌】

行集=行政事件裁判例集

民集=最高裁判所民事判例集

刑集=最高裁判所刑事判例集

労判=労働判例

判時=判例時報

判タ=判例タイムズ

賃社=賃金と社会保障

裁判所 HP=最高裁の HP に掲載されている判例は、万人が閲覧可能です。

「障害者の表記」について

「障害者」「障がい者」「障碍者」「障がいのある人」等の議論がありますが、本書では現行障害者基本法の表記である「障害者」を原則として用いています。一部、「障害のある人」等の表記もあります。

判例の担当弁護士の表示

障害者事件判例で特に注目すべき事件の障害者側の代理人弁護士を脚注などで表示している場合があります。多くは筆者が面識のある場合です。弁護団の人数が多い場合などは略しています。

プロローグ～障害当事者が実際に感じる差別とは

実際に障害のある人が差別を受けたと感じる事例はどのようなものでしょう。

2009年の国の調査で8000件以上の事例が寄せられました。これは日本が2007年に障害者権利条約を批准したことから、国内で障害者は何を差別と感じているのか、どのような合理的配慮を求めたいかを調査した結果です*1。

この報告書の事例報告中で、ダントツで繰り返し出てくるのが、「障害者本人の存在を無視し付き添いの者としか話をしない」です。

これは、内閣府の「障害者差別解消法がスタートします！」と題するリーフレット*2でも、不当な差別の具体例のイラストの2番目に登場しています（下記イラスト参照）。



この例は、多くの障害当事者の「被差別感情」を現しているでしょう。

「一人の人間としての存在を否定され、認められないこと」が、社会から排除されたような疎外感となり、人間の尊厳が深く傷つけられるのでしょうか。

*1 「障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査」財団法人日本障害者リハビリテーション協会2009年。内閣府が委託。

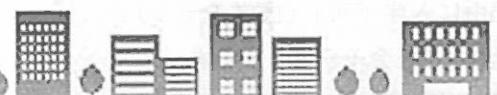
*2 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai/leaflet-p.pdf>

障害者権利条約制定過程の障害当事者の合言葉は、
「ナッシング・アバウト・アス・ウィズアウト・アス (Nothing
about us without us)」=「私たち抜きて私たちのことを決めないで」
でした。

差別しないことの「心・姿勢」は、障害のあるなしに関わらず、一人の人間として尊重することという、ごく当たり前のことにありそうです。

[第1章]

障害のある人のための法律相談入門



I. 「障害の医学モデルから社会モデルへ」

Q

障害のある人を巡る法律相談において、理解しておくべき重要な視点はありますか？

A

「障害とは社会が生みだしているもの」＝障害の社会モデルを理解することが重要です。

[解説]

障害とは「社会が生みだしているもの」ということが基本的な考え方です。

これを「障害の社会モデル」と言います。障害者の社会への参加を拒むバリアこそが障害の正体であるという視点です。

旧来の「医学モデル」とは、「心身に機能障害を有する本人と家族が訓練して障害を治して障害のない人に近づく努力をすべき」という考えです。

2009年3月末に小学校を卒業した12歳の車いすを利用する子が公立の普通中学の入学を希望したところ、自治体は「学校にエレベーターがなく車いすの子は2階以上の教室に行かれないと」などの理由で入学を拒否しました。

しかし、2009年06月26日「奈良県下市町立中学校車いす入学仮の義務付け事件」奈良地裁決定（裁判所HP、判例地方自治328号21頁、賃社1504号47頁）は、そのような自治体側の弁明を排斥し、「教育委員会は、結局のところ、F中学校の現状の施設、設備及び教員の配置に固執したまま、現状においてとりうる手段や改善の余地等を検討することなく、…判断し、…著しく妥当性を欠き」違法と判示しました。

要するに、

- × 「階段を登れない本人の障害を理由に入学不可」（医学モデル）
- 「バリアを解消するのは社会の責任」（社会モデル）です。

従来、障害とは【耳が聴こえない】等機能障害と理解されてきました。

た。

しかし、現在、障害とは、手話通訳・文字通訳などの【支援が欠如していることによって社会に参加することを妨げているなど、人の社会生活上の不利益を社会が与えていること】 = 【社会的障壁】こそが障害の本質であるとのパラダイム転換が図られつつあります。

これを「障害の医学モデルから社会モデルへの転換」と言います。

この言葉の意味の一面を体感させるコミックの一場面があります（次頁参照）。

2010年に亡くなった戸部けいこさんが描いた『光とともに』からの転載を出版社から了解頂きました。

光（ひかる）君は、自閉症をもった子どもです。中学生になった光君について、母は、お義母さん（光君の祖母）から、「光はまだ治らないの？」と責めるように言われます。

お義母さんの言葉は、「障害は治して、障害のない人に近づこうとめざすもの」という旧来の医学モデルの考えが滲み出ています。

それに対して、母は、

「ちゃんと大人になって、自閉症の青年になります」と答えます。

自閉症のある一人の人間が社会の一員として参加するだけという当然のことには、障害の社会モデルと通じるものを感じます。

●戸部けいこ『光とともに―自閉症児を抱えて―』11巻(秋田書店2007年より)



35

35頁より



35

35頁より



38頁より



©戸部けいこ (秋田書店) 2001

2. 自閉症、発達障害とは

Q

自閉症とか発達障害といった言葉をよく聞きますが、どういう障害でしょうか。

A

「発達障害」とは、一言で言えば「脳機能の発達が関係する障害」です*3。

[解説]

このうち、「広汎性発達障害」はかなり広い概念で、「コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関する発達障害の総称」です。「自閉症」「アスペルガー症候群」も含む概念です。

「自閉症」は、「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴をもつ障害です。

2013年頃から、「広汎性発達障害」のことを「自閉症スペクトラム障害」と呼ぶ場合があります*4。

Q

自閉症の人と言われても、イメージができないのですが？

A

おそらく街で見かけたことがあると思います。

[解説]

次頁の横浜市港南区の啓発ポスターが自閉症・発達障害のイメージをよく表しています。

「ああ、なるほど、確かに街でこういう人見かけるなあ」と思われる人もいると思います。

*3 政府広報オンライン（内閣府大臣官房政府広報室）での発達障害理解の情報。

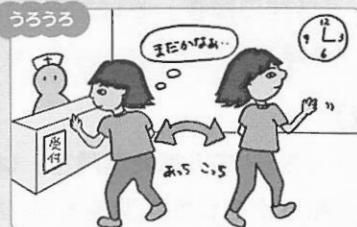
*4 「特別企画 自閉症スペクトラム』『こころの科学174号』（日本評論社2014年3月）

あたたかく見守ってください

障がいからくる様々な行動があります。



感覚を楽しんだり緊張や不安を解消するために、何度も飛び跳ねたりブルブル回るなど、同じ動きを繰り返すことがあります。



気持ちが落ち君かない時、歩きまわって平靜を保とうとすることがあります。何もしないで待つことが苦手な人もいます。



独り言を言いながら趣味の世界を楽しんだり、出来事を繰り返し思い浮かべて気持ちの整理をしていることもあります。



聴覚の過敏さから耳を塞いだり、自分の声で落ち着こうとして大きな声を出すことがあります。先の見通しが立たず不安になっている場合もあります。



特定の場所にこだわることがあります。いつもの場所だと安心できます。



コレクションのようにものを集めることにこだわる人もいます。チラシはデザインが豊富で紙質も様々なため魅力的です。



出典：横浜市港南区

発達障害の人は、障害特性ゆえの行動を周囲から誤解を受けて、警察に連れていかれるなどの被害が絶えません。

自閉症の人は「(周囲の人にとって) 困った人」ではなく、「(本人が) 困っている人」かもしれませんし、「別に困ってもいない人」かもしれません。

このポスターが全国どこにでも掲載されるようになって欲しいと思います。

このポスターにある自閉症者の「こだわり」行動の話を一つ挙げます。

大分県で自閉症親の会を立ち上げた自閉症児の親の大先輩深見憲(とし)さんは、自閉症の息子ひろしさん(1967年生まれ)を育てた手記『ひろしくんの本』(I~IV)(中川書店)を著しています。第4巻の118頁以下に「YOKOHAMA(ヨコハマ)タイヤの話」というエピソードがあります。

ひろしさんは4歳頃のある時期、トラックなどが走っているのを見ると突進したそうです。親としては相当肝を冷やしたことでしょう。タイヤに興味があるようなので、当時庭にタイヤを数本置いたけれど関心を示さなかったそうです。

それから33年経った2004年、ひろしさんが大好きなヘルパーさんと過ごしたあと「(今日) ヨコハマタイヤの話をしたの」と話し始めたそうです。

「ヨコハマタイヤの看板は目の大きい人の顔だったでしょ」「走ってくる車の中でヨコハマタイヤだと、みんな僕に呼びかけたから、そばに行きたかったの」と一気に話したそうです⁵。

*5 現在の横浜ゴム(株)が販売する「ヨコハマタイヤ」は、タイヤの中に人の顔のある「スマイルレージ」という印象的キャラクターを昔、宣伝に使っていました。ひろしさんには、ヨコハマタイヤのタイヤと認識した瞬間、その脳裏には看板のスマイルレージ君の顔が呼びかけてくるように見えていたのでしょうね。

突進の謎が33年目に解けたそうです。他のタイヤには関心がなかったのです。あくまで「ヨコハマ」タイヤに惹きつけられたのです。「パニック」や「こだわり」には本人なりのちゃんとした理由があるのです。

日本語しか知らない日本人には模様にしか見えないアラビア語で溢れる外国の街を歩くと、「ユニクロ」「TOYOTA」などの馴染みの日本語がものすごく遠くからでも視界と脳裏にそこだけ浮かび上がるようになります。

これと同じことで、私たちの脳の認知機能が勝手に作動しているもので、意識的にコントロールしている行動ではありません^{*6}。

例えば、虫やゴキブリが苦手で、飛んでくると「キャアー」と叫んでプチパニックになる人は少なくないでしょう。

それらの人には「虫やゴキブリくらいでパニックになるなんて」「なんでそんなことにこだわるの？ そんなこだわりは良くないから治せばいいのに」と言っても詮無いことでしょう。自分でもどうしようもない、無自覚とも言えるその人の特性というものはあるもので、それは人間誰しも必ず持っているものです。



発達障害者支援法とはどういう法律ですか。



発達障害のある人という存在を社会が認識し、様々な視点から幅広く支援するための法律です。

[解説]

2005年4月から発達障害者支援法が施行されています。2011年

* 6 杉山登志郎『発達障害の子どもたち』(講談社現代新書2007年81頁) 参照

の障害者基本法改正・2013年成立の差別解消法等を踏まえ、2016年には一部改正があり同年8月1日から施行されています。

この法の制定により、制度の谷間に埋もれて支援が及び難かった自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの「発達障害」が障害分野で広く認識・意識されるようになりました。

同法2条1項が「発達障害」の定義を定め、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」としています。

同条2項が「発達障害者」の定義を「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とし、「発達障害児」の定義を「発達障害者のうち18歳未満のもの」としています。

また、2016年に新設された条項として、同法12条の2で、「司法手続における配慮」があります。

そこでは、国・自治体に対して、刑事事件・少年事件・民事事件・家事事件・行政事件等あらゆる場面での発達障害者の特性に応じた配慮義務が規定されています。

その障害特性が警察、司法等の関係者から理解されずに、発達障害者が被疑者・被告人・被害者等になった場合に、不当・不適切な対応がなされることが少なくない社会的実態を解消することを目的としています。

3. コラム：自閉症スペクトラムの「スペクトラム」とは？

「スペクトラム」(Spectrum)とは、もともとは物理学の用語でした。光の波長成分ごとの強さの分布を表現する指標です。この場合、日本語訳は「スペクトル」ですが、精神医学分野では「スペクトラム」が使われています。光を分光器に通して得られる「スペクトル」には、虹のようなグラデーション (gradation) つまり色等が連続的に変化する様子（連続スペクトル）と、特定の光だけが反射される「離散スペクトル」があり、本来、「スペクトル＝連続」という公式はないのですが、精神診断の分野で「スペクトル」は「連続的、離散的を問わず、多様にみえるものの集合体であるが、同じ仲間とみなせる範囲」を指しています。

多くの人は、自閉症の障害特性は、「虹のように連続的であり、障害のない人でも様々な個性の強弱があることとも連続しており、発達障害も人それぞれ違い、障害のないと言われる人との境界線も連続した相対概念である」と理解しており、筆者もそれで自閉症の本質を言い当てていると思います。

つまり、「われと彼彼女は地続き（連続）」というのが「スペクトラム障害」という意味です。

4. 発達障害に関する基本判例



発達障害・自閉症に関して認定された判決はありますか。



刑事事件・民事事件ともに多数あります。

プロフィール

藤岡 毅（フジオカ ツヨシ）

東京弁護士会所属

藤岡毅法律事務所

1992年10月司法試験合格

1995年弁護士登録

2001年4月藤岡毅法律事務所開業

<所属委員会等>

内閣府障がい者制度改革推進会議総合福祉部会元委員（2010年4月～2012年7月）

東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会福祉制度部会長

日本弁護士連合会人権擁護委員会障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会委員

日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター幹事

障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団事務局長

障害と人権全国弁護士ネット会員

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット共同代表

共生のための文京地域支援フォーラム実行委員会委員長

障害年金法研究会運営委員

金沢大学非常勤講師

日本障害法学会理事

特定非営利活動法人こあら村顧問

安永健太さん事件に学び共生社会を実現する会世話人

立命館大学生存学研究所客員協力研究員

流通経済大学客員講師